

社会福祉法人福角会 福角会指定相談支援事業所 運営規程
(特定相談支援事業・一般相談支援事業・障害児相談支援事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人福角会が設置する福角会指定相談支援事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)以下「法」という。）に基づく指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関することを定め、事業等の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援、指定地域相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援、指定地域相談支援及び指定障害児相談支援(以下、「相談支援等」という。)を当該利用者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、当該利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供する相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一. 名 称 福角会指定相談支援事業所
- 二. 所在地 愛媛県松山市内宮町2007番地5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一. 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 二. 相談支援専門員 5名（常勤専任4名・常勤兼務1名）

相談支援専門員は、生活全般にかかる相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- 一. 営 業 日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

- 二. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

- 三. サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

- 四. 前三号のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を知的障害者（児）とする。

(指定相談支援事業の内容)

第7条 事業所で行う相談支援事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 指定特定相談支援事業

○計画相談支援

- ・サービス利用支援： 障害福祉サービスを利用する方に対して、サービス等利用計画の作成を行ない、サービス事業者等との連絡調整を行なう。
- ・継続サービス利用支援： 定期的に利用状況の検証を行ない、計画の見直し（モ

ニタリング)を行なう。

○基本相談支援： 全ての障害者・児等に対し、基本的な相談・支援を行なう。

二 指定一般相談支援事業

○地域相談支援

・地域移行支援： 障害者施設や精神科病院等に入所、及び入院している方に対して、地域生活移行に向けた相談に応じ、地域移行支援計画を作成するとともに、その計画に基づいて同行支援や体験利用等を行なう。

・地域定着支援： 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方に対し、地域定着支援台帳を作成するとともに携帯電話等による常時の連絡体制を確保し、相談・支援、及び緊急時の対応を行なう。

○基本相談支援： 全ての障害者・児等に対し、基本的な相談・支援を行なう。

三 指定障害児相談支援事業

○障害児相談支援

・障害児支援利用援助： 障害児通所支援を利用する方に対して、障害児支援利用計画の作成を行ない、サービス事業者等との連絡調整を行なう。

・継続障害児支援利用援助： 定期的に利用状況の検証を行ない、計画の見直し（モニタリング）を行う。

(相談支援等の提供方法及び内容)

第8条 事業所で行う相談支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者等からの日常生活全般に関する相談に応じる。
- 二 利用者等に対して、事業所で行なう相談支援の提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。
- 三 利用者等の居宅を訪問し、面接によるニーズの確認、及びアセスメントを実施する。
- 四 サービスの種類、及び地域のサービス提供事業者の情報を適正に利用者等に提供するとともに、必要に応じて見学等への同行や体験利用を実施する。
- 五 関係機関（サービス提供事業者等）より意見を聴取し、サービス等利用計画案を作成する。
- 六 サービス等利用計画案について市町へ提出し、協議のうえ、支給決定を受ける。
- 七 支給決定時のサービス利用等計画を利用者等に説明し、文書により同意を得る。
- 八 サービス担当国会議を開催し、支給決定時のサービス等利用計画を提示して、目的や

役割の確認を行なうとともに、緊急時の連絡・支援体制を確保する。

九 利用者、各関係機関との連絡を継続的に行なうとともに、定期的に利用者の居宅等を訪問し、サービス等利用計画の実施状況の把握、及び計画の見直し（モニタリング）を行なう。

十 必要に応じて、サービス等利用計画の変更を行なう。

（利用者等から受領する費用の額等）

第9条 事業所は、法定代理受領を行わない相談支援等を提供した際は、利用者等から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項に支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域、及びへき地において相談支援等を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払いを利用者から徴収することができる。

3 事業所は、第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

4 事業所は、第1項及び第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者等に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、松山市（島しょ部を除く）とする。また、他市町出身の者で、前記地域に居住する者についても事業の対象とする。

（緊急時等における対応方法）

第11条 事業所の従業者は、利用者等に対する相談支援等の提供により事故が発生した場合は、愛媛県及び支給決定をした市町村及び当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情解決）

第12条 事業所は、その提供した相談支援等に対する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

- 3 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により実施する調査又はあっせんのできる限り協力する。

(虐待の防止について)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 2 成年後見制度の利用支援
- 3 苦情解決体制の整備
- 4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための周知、研修の実施
- 5 虐待防止に関する委員会は権利擁護委員会をこれにあてる。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 一. 採用時研修…採用後6ヵ月以内
- 二. 継続研修…年1回以上
- 2 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等又はその家族等の秘密をもらしてはならない。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者等又はその家族等の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業所は、利用者等に対する相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援等を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福角会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、第2条第4項を平成20年4月1日より一部改正する。

この規程は、第4条を平成22年4月1日より一部改正する。

この規程は、第4条第1項第2号を平成23年4月1日より一部改正する。

この規程は、第7条を追加し第8条並びに第9条第2項から第5項並びに第10条並びに第13条第1項並びに第14条第1項第2号を平成24年4月1日より一部改正する。

この規程は、第4条第1項第2号及び第3号を平成25年4月1日より一部改正する。

この規程は、第4条第1項第2号を平成25年10月1日より一部改正する。

この規程は、第4条第1項第1号及び第2号を平成25年12月1日より一部改正する。

この規程は、第1条、第2条、第4条第1項第1号・第2号・第3号、第8条第1項、第9条第1項・第2項、第11条、第12条、第13条第1項、第14条第5項を、平成26年4月1日より一部改正及び追加する。

この規定は、平成27年4月1日より第4条第1項第2号を一部改正し、第3号を削除する。

この規定は、平成28年4月1日より第4条第1項第2号を一部改正する。

この規定は、平成28年11月1日より第3条第2項を一部改正する。

この規定は、平成31年4月1日より第4条第2項を一部改正する。

この規定は、令和2年4月1日より第4条第2項を一部改正する。

この規定は、令和3年4月1日より第4条第2項を一部改正する。

この規程は、令和4年4月1日より第13条第3項を追加する。